

## 宮津市ツアーバス造成支援事業補助金のご案内

### 1、補助対象者

日本国内に本店を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている旅行業者。（宮津市内外を問わず）

### 2、補助対象事業

#### 1、補助対象事業

補助対象事業は、下記の要件を全てに該当する、【2025年8月12日から2026年2月27日まで】の期間中に催行される観光バス旅行商品が対象となります。

- \* 出発地を海の京都エリア（福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）を除く市外とし、募集型または受注型企画旅行商品であること。
- \* 1ツアーあたり貸切バス1台につき10名以上（乗務員および添乗員を除く）のツアーであること。

#### 《補助対象となる観光バスツアーの基本条件》

- \* 日帰りツアー：宮津市内において、昼食または夕食を市内飲食店で利用すること。  
且つ観光施設等を1個所以上利用すること。
- \* 宿泊ツアー：市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、且つ昼食または夕食を市内飲食店で利用すること。  
さらに、観光施設等を2個所以上利用すること。

#### ※昼食、夕食について

- \* コンビニエンスストア、及びスーパー等で購入したテイクアウトでの飲食は対象となりません。
- \* 行程表に記載された昼食、夕食を含む自由時間が、「推奨飲食店（別紙）」で飲食できる適切な時間であると判断できれば、団体での飲食、及び各自自由での飲食は問いません。

#### ※観光施設等とは

観光施設、文化施設、土産物店、体験施設等、宮津市が定めた施設等を示します。（別紙、項目別推奨店一覧表を参照）

## 宮津市ツアーバス造成支援事業補助金のご案内

### 3、補助対象外事業

#### 1、補助対象外事業

下記のいずれかに該当する場合は、補助対象外事業となります。

- \* 他の団体等からの助成等を受けている観光バスツアー
- \* 学校行事（上記条件を満たさない学校行事）
- \* 観光バスツアーを提供する相手方が特定の政治活動または宗教活動を目的とする団体
- \* 観光バスツアーを提供する相手方が宮津市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員等
- \* 国、地方自治体が実施する会議、研修等のツアー
- \* 宮津市観光推進チームが補助金の交付対象として適切ではないと認めた場合
- \* 補助金等の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- \* 補助事業等に関して詐欺その他不正行為をおこなったとき

## 4、補助金額

### 1、補助金額

1 ツアーにつき、以下の条件に応じて交付します。なお、補助金の上限額は、観光バスツアー条件ごとに、1 ツアーにつき20万円で、補助金の交付回数は、同一旅行業者につき原則5回までとします。

(但し、予算の状況によってはこの限りではない)

○休日等(旅程に日曜日、土曜日、祝日を含む場合)

\*日帰りツアー：貸切バス1台あたり20,000円以内

\*宿泊ツアー：貸切バス1台あたり50,000円以内

◎平日(旅程に休日等を含まない場合)

\*日帰りツアー：貸切バス1台あたり40,000円以内

\*宿泊ツアー：貸切バス1台あたり100,000円以内

※提出いただいた申請書は提出期限を待たず、随時審査を行い決定します。予算上限に達し次第、申込を締め切りますのでお早めに申請をお願いいたします。

## 5、申請期間

\*受付期間：2025年7月15日～2026年02月06日

\*観光バスツアーの出発日3週間前までに申請書類を提出してください(必着)

※申込書類の受付時間は、土日祝日および12月25日から1月4日までの期間を除く、平日9時00分から17時00分まで。

## 6、申請方法

所定の「交付申請書類」に以下の書類を添付し、下記提出先までe-mail(PDF)にて提出ください。(原本は郵送)

\*観光バスツアー旅程表(任意書式) \*旅行業法による登録表の写し

※申請書類様式データは、宮津市役所公式ホームページまたは天橋立観光協会ホームページからダウンロードができます。(任意様式を除く)

## 7、提出及び問合せ

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄345-1 宮津市産業経済部 商工観光課内

宮津市観光戦略推進チーム「宮津市観光バスツアー造成支援金」係 担当：阿部哲也

TEL 0772-45-1625 FAX 0772-22-8480

e-mail：k-machi@city.miyazu.kyoto.jp

## 8. 補助金交付までの流れ(概要)

### ステップ①

**出発前（出発日3週間前までに）旅行者→宮津市商工観光課**

①交付申請書 ②観光バスツアー旅程表 ③旅行業法による登録票の写しをe-mail (PDF) にて申請

### ステップ②

**申請書を受領、内容を審査し、適当と認めた時は 宮津市商工観光課→旅行者**

①交付決定通知書により旅行者へメールで通知を行う

### ステップ③

**観光バスツアーを催行させる 旅行者**

### ステップ④

**ツアー終了後の手続き（帰着日から2週間以内までに）旅行者→宮津市商工観光課**

①実績報告書兼請求書 ②観光バスツアー旅程表

※期限までに書類の提出がない場合は、補助金の交付ができない可能性があります。

### 最終

実績報告書兼請求書の内容を審査し、適当と認めた時は、交付額確定通知書により、旅行者へ通知すると同時に、補助金を交付する。  
宮津市商工観光課→旅行者